

**「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」の新旧対照表**

(新)	(旧)
新潟市建設工事総合評価方式試行要領	新潟市建設工事総合評価方式試行要領
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(技術評価点自己評価表の提出と審査)</p> <p>第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表(別記様式第1号)に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。</p> <p>2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する技術評価点自己評価表を審査するものとする。</p> <p>3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。 <u>ただし、新潟市電子入札実施要領第5条で定める入札辞退届を提出した場合を除く。</u></p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(技術資料等の審査及び評価)</p> <p>第11条 第4条に規定する技術評価委員会若しくは担当課長等は、第7条に規定する技術資料等の審査及び評価を行う。</p> <p>2 技術資料等の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。</p> <p>3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 第7条第3項で規定する簡易な施工計画書及び同条第4項で規定する技術提案書の内容が白紙の場合、並びに第9条第2項に規定する公告で定める期間に公告で定める資料を提出しない場合は、その入札は失格とする。<u>ただし、新潟市電子入札実施要領第5条で定める入札辞退届を提出した場合を除く。</u></p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>(総合評価の方法及び落札候補者の決定)</p> <p>第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格と最低制限価格と<u>同様に計算した数値</u>の範囲内で入札価格<u>(最低制限価格と同様に計算した数値を下回るものについては無効)</u>に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えたものを総合評価点(以下「評価点」という。)とする加算方式によるものとする。</p> <p>なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。</p> <p align="center">評価点＝価格評価点＋技術評価点</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(技術評価点自己評価表の提出と審査)</p> <p>第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表(別記様式第1号)に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。</p> <p>2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する技術評価点自己評価表を審査するものとする。</p> <p>3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。 <u>(加える)</u></p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(技術資料等の審査及び評価)</p> <p>第11条 第4条に規定する技術評価委員会若しくは担当課長等は、第7条に規定する技術資料等の審査及び評価を行う。</p> <p>2 技術資料等の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。</p> <p>3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 第7条第3項で規定する簡易な施工計画書及び同条第4項で規定する技術提案書の内容が白紙の場合、並びに第9条第2項に規定する公告で定める期間に公告で定める資料を提出しない場合は、その入札は失格とする。<u>(加える)</u></p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>(総合評価の方法及び落札候補者の決定)</p> <p>第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格と最低制限価格と<u>(加える)</u>の範囲内で入札価格<u>(加える)</u>に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えたものを総合評価点(以下「評価点」という。)とする加算方式によるものとする。</p> <p>なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。</p> <p align="center">評価点＝価格評価点＋技術評価点</p>

- 2 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が、現場条件等により確実に実施することができない場合は、当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。
- 3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

第16条～第23条 (略)

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が、現場条件等により確実に実施することができない場合は、当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。
- 3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

第16条～第23条 (略)

(加える)